

令和6年度花巻市大迫地域協議会（第2回）会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月20日（月）9時30分～12時10分
 (2) 場 所 大迫総合支所 2階 大会議室

2 出席委員（出席12名、欠席3名）

| 区分 | 団体及び役職名 | 氏名 | 住所 | 出欠 |
|-------------------|--------------------|---------|-----|----|
| (1) 公共的団体から推薦された者 | 花巻農業協同組合 女性部大迫支部長 | 菊 月 美智子 | 亀ヶ森 | ○ |
| | 花巻市森林組合 大迫事業センター所長 | 高 橋 純 一 | 外川目 | ○ |
| | 花巻商工会議所 大迫支部副会長 | 佐々木 行 雄 | 外川目 | ○ |
| | 花巻市社会福祉協議会 大迫支部長 | 川 村 均 | 大 迫 | ○ |
| | 花巻市大迫地域区長会 会長 | 清 水 正 浩 | 亀ヶ森 | ○ |
| | 大迫地区コミュニティ振興会 会長 | 菊 池 忠 久 | 大 迫 | ○ |
| | 内川目コミュニティ会議 会長 | 伊 藤 誠 | 内川目 | 欠席 |
| | 外川目地区コミュニティ会議 会長 | 佐々木 政 行 | 外川目 | ○ |
| (2) 学識経験を有する者 | 亀ヶ森地区コミュニティ会議 会長 | 藤 田 哲 司 | 亀ヶ森 | ○ |
| | | 瀬 川 行 夫 | 大 迫 | 欠席 |
| | | 小 川 富 士 | 大 迫 | ○ |
| | | 菊 池 和 子 | 外川目 | ○ |
| (3) 公募による者 | | 清 水 正 子 | 亀ヶ森 | ○ |
| | | 小 国 文 子 | 内川目 | ○ |
| | | 伊 藤 良 子 | 大 迫 | 欠席 |

| 花巻市 所属 | 役職名 | 氏名 | 出欠 |
|---------|-----------------|---------|----|
| 総合政策部 | 部長 | 岩 間 裕 子 | ○ |
| 秘書政策課 | 課長 | 菊 池 司 | ○ |
| 秘書政策課 | 課長補佐（調整担当） | 鎌 田 明 洋 | ○ |
| 秘書政策課 | 企画調整係長 | 八重樫 尚 孝 | ○ |
| 地域振興部 | 部長 | 阿 部 晋 | ○ |
| 地域づくり課 | 課長補佐 | 大 竹 誠 治 | ○ |
| 大迫総合支所 | 支所長 | 高 橋 哲 也 | ○ |
| 地域振興課 | 地域振興課長 | 佐 藤 充 | ○ |
| 市民サービス課 | 市民サービス課長 | 黒 沼 寿 夫 | ○ |
| 地域振興課 | 課長補佐（地域づくり担当） | 小 松 博 幸 | ○ |
| 地域振興課 | 課長補佐（産業担当） | 神 谷 竜 也 | ○ |
| 地域振興課 | 課長補佐（建設担当）兼建設係長 | 駿 河 世 紀 | ○ |
| 地域振興課 | 地域支援監 | 中 村 陽 一 | 欠席 |
| 市民サービス課 | 課長補佐 | 佐 藤 英 進 | ○ |
| 地域振興課 | 地域づくり係長 | 伊 藤 浩 之 | ○ |

・傍聴者 1名

3 議 題（説明事項）

- (1) 第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン（案）について（諮問）
- (2) (仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例について（説明）

4 議事の概要

- (1) 開 会 (地域振興課長)
- (2) あいさつ (大迫地域協議会長)
- (3) 説明及び審議 議長：藤田哲司会長
 - ①第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン（案）について（諮問）
総合政策部秘書政策課より資料の説明
(説明：秘書政策課長 他)
 - ②(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例について（説明）
地域振興部地域づくり課より資料の説明
(説明：地域振興部長 他)
 - ③その他
なし

主な質疑の内容は、次のとおり。

(佐藤地域振興課長)

委員の皆様にご案内いたします。

本協議会は本来、会長が招集するべきところでございますが、就任後初めての協議会でございますので、市長よりご案内したところでございます。

本日は委員15名中12名の出席があり、花巻市地域自治区設置条例第9条第2項に規定する半数以上の委員の出席がありますので、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、議事録作成のため、ご発言の際はマイクをお使いくださるようお願い申し上げます。

それでは、ただいまから令和6年度第2回花巻市大迫地域協議会を開催します。

開会にあたり、高橋大迫総合支所長よりご挨拶申し上げます。

(高橋大迫総合支所長の挨拶)

(司会より出席委員の紹介)

(司会より事務局職員の紹介)

次に、次第の4、会長および副会長の互選に入らせていただきます。

花巻市地域自治区設置条例第9条3項に、会長は会議の議長となると規定しておりますが、委員の皆様が就任して初めての協議会でありますので、会長が決まるまでを大迫総合支所長が進行させていただきます。

(大迫総合支所長進行により会長に藤田委員を選定)

(藤田会長の進行により副会長に伊藤誠委員を選定)

(藤田会長)

本日も審議いただく案件は2件あります。

1件目の第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン案につきまして審議しますので、総合政策部の方々に入室いただきます。

審査の前に、事務局から説明があります。事務局説明願います。

(佐藤地域振興課長)

案件に入る前に、総合政策部秘書政策課の職員を紹介いたします。

(司会より総合政策部職員の紹介)

この案件に関しましては、花巻市地域地区設置条例第8条第2項の規定に基づく本協議会の意見を聞かなければならない案件として、市長から諮問の提出を受けるものでございます。

市として、より良い計画を策定するため、委員の皆様からご意見を伺いたい旨の諮問であります。本会議の意見を取りまとめ、後日書面による答申を行うものです。

それでは諮問書の提出を行います。

(岩間総合政策部長より藤田会長へ諮問書手交)

(藤田会長)

ただいま市長より諮問がありました。

本件は計画案を審議した上で、書面により答申することになっておりまして、委員の皆様からいただくご意見をとりまとめまして、後日書面で答申いたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは第2次花巻市まちづくり総合計画前期アクションプラン案について説明をお願いいたします。

(岩間総合政策部長、菊池秘書政策課長より説明)

委員の皆さんから質問や意見などの発言をお願いいたしますが、発言の際にはまず質問なのか意見なのかをお話をいただき、意見につきましては、この計画について賛成なのか反対なのかもお話をいただいでご意見願います。

なお、皆さんに要望でございますが個別事業についての意見、それから個別の要望ではなくて、なるべく総論について質問やご意見をいただければと思います。

今日説明をいただいた内容が膨大ですので、第1章から第7章までは章ごとに審議いたします。

資料に戻っていただいて、第1章アクションプランとはについて審議をいたします。いかがでしょうか。

(質疑等なし)

それでは次に、第2章計画を進めるうえで重視する視点について、いかがでしょうか。

(質疑等なし)

次に第3章第2次花巻市まちづくり総合計画の体系及び第4章分野別計画について皆さんから質問やご意見を受けたと思います。

(菊池忠久委員)

ちょっと気になった部分で23ページ特産品の開発の現状で2点目の全国的なコンクールにおいて賞を受賞するとありますが、文言が重複している表現ではないかと思いますが、これは事務局の方で検討いただいて、本題は31ページ以降で、例えば有機農業産地づくり推進事業の令和6年度から9年度までの事業費が入っていますが、令和9年度は横線です。ここの横線の捉え方ですが、これは予算をつけないと捉えていいのか、それとも未定として捉えていいのかという質問です。

もう一点は、アクションプランを進める上で、それぞれに課題があって、その課題を解決していくという形で進めていくわけですが、果たして課題を的確に捉えて、それを施策に反映された表現となっているのか疑問です。

例えば43ページ課題の2つ目にインキュベート施設の周知、事業所の成長スキームも含め情報発信する必要がありますと課題にあって、施策にインキュベート施設の周知の部分が入っていない。

この2点についてお伺いします。

(藤田会長)

最初に確認ですが23ページの賞を受賞するとの表現は特に問題ではないということでしょうか。

(菊池忠久委員)

言葉の部分は、専門家ではないので事務局の方で確認いただいて、直さずこのままでも構いません。

(藤田会長)

それでは進行します。31ページ主要事業の事業費で横線になっている部分は予算がつかないのかやらないのかということと、第4章の分野別計画全体にあたると思いますが、課題と施策の方向についての関連性、特に43ページについて具体的にお話がありましたので、その2点についてお答え願います。

(菊池秘書政策課長)

令和6年度から令和9年度の事業費の計上の仕方につきまして、初めに申し上げましたとおり、例えばハード事業につきましては、事業費を計上していないところも多々あります。それにつきましては、調査をした上でハード事業の計画を決めて、ローリングの中で計上していくこととなりますし、ご質問のありました、例えば31ページの有機農業生産づくり推進事業につきましては、県の事業を受けて行う事業でございます、令和9年度は予定がないということでございます。

あと、施策の体系ですけれども、現状、課題、施策の方向と三つの形で掲げてございます。現状を捉えてその中でどういった課題があるのか、その課題に向けてどのような施策を講じて、課題解決に向けていくのかという作り方をしております。

ご質問のありましたインキュベート施設の周知につきましては、施策の方向のインキュベート施設を活用した起業の推進の中で、そういった情報発信も取り組んでいくものと捉えております。

(藤田会長)

他にございますか。

(清水正浩委員)

総論でお話してくださいと会長からお話がありましたけれども、総論について否定するという事は全くないわけでありまして、個々の部分で質問や意見も踏まえながらお話をさせていただきます。

1つ目は18ページの農業のですね、1人当たりの所得金額の目標がありますが、この数値について目標は令和9年になっていますが、この数値のアップ率でいうと大体2%弱と見受けられます。やはり農業は市内でも産業的には多いわけで、その中で現在は賃金アップや物価高ということがあり、このように目標が低いというのは如何なものか。所得を上げるというのは非常に難しいということが前提にあって、このような推計を立てていると思いますが、その辺は、今後生活をしていく上で、農業者は大変だということ踏まえながら、取り組んでいただければと思います。

次に51ページですが、ここで早池峰神楽のことに触れていますが、あと204ページに全国神楽大会の開催についてありますが、この事業を開催する目的がどちらに視点を置いているのか、文化財保護なのか産業の振興なのかということについてお聞きします。

(菊池秘書政策課長)

初めに18ページの農業者1人当たりの農業所得金額について、目標値が低いのではないかというご意見についてでございますけれども、県の平均におきましては、令和2年度に219万1000円。全国的には246万5000円ということで低いという認識ではございますが、そのような数値を参考に令和9年度の目標を243万5000円と設定させていただいたところでございます。

加えまして、認定農業者の目標の所得金額ということで、目標を検討したところでございますが、これにつきましては420万円という数値もございますが、成果を図るために実態を把握する術がないといったところから、成果指標につきましては、農業者所得金額243万5000円という設定をさせていただいたところでございます。

(高橋大迫総合支所長)

清水委員からの204ページ神楽大会について触れさせていただきます。質問の意図からすると、商業なのか文化振興なのかということだったと思っておりますけれども、それについては、現在大迫総合支所と教育委員会の中でどのように運営をしていくかという事で、検討している最中でありまして、前回につきましては、教育委員会と大迫総合支所合同でこれを取り計らった経緯があるようでございますので、今回も同じようなやり方ができないかということは議論をしておりますけれども、具体的な整理が現時点ではまだできておりません。なおかつ、予算化もまだ具体的にしていないことから、このような表現

になっているところがございます。従いまして、答えとしては、まだ結論はついておりませんが、どちらの方向も見ながら連携してやっていきたいという考えであります。

(清水正浩委員)

協議の中で、今後調整が図られればいいと思います。了解しました。

次に 69 ページの再生可能エネルギーの関係で、再生可能エネルギーの導入活用の推進ですが、実際に導入するという部分については、あまり詳しい内容が明記されていないですけれども、小水力という部分については、今後民間の部分は出てまいりましたし、あとバイオマス発電は既に木材の関係でありますけれども、それ以外の部分で具体的なものを事業として載せることはできなかったのかお尋ねします。

(岩間総合政策部長)

この再生可能エネルギーにつきましては、例えばですけれども、大迫総合支所における冷暖房の施設等の更新にかかるものがあるかと思っておりますけれども、現時点において令和 6 年度の当初予算の中で具体的な事業になっていないということで、今年度具体的な事業が見えてくると、ローリングの中でそういうことが今後入ってくると思っております。その他にも例えば公共施設整備する際に太陽光発電を施設に設置できないかとか、そういったことを検討していくことにはなっておりますけれども、令和 6 年度当初予算時点において具体的なものを基本は掲載しているものでございますので、その点で具体的な事業がないということをご了解をいただければと思います。

(清水正浩委員)

了解しました。

そうすれば、今部長がおっしゃったように、令和 6 年度に事業がはっきりしているものについては項目として載せているが、それ以外の例えば 4 年間で計画している内容について想定されているものを項目としては載せていないということになりますね。

(岩間総合政策部長)

先ほど課長の説明の中でも申し上げましたけれども、現時点において、当初予算には計上されてはいないけれども、具体的に事業化が見えてきているというものについては、項目として挙げさせていただいておりますけれども、それ以外については今後具体的な事業費や中身が決まり次第、ローリングの中で掲載していくという形を取らせていただきたいということでございます。

(清水正浩委員)

ありがとうございました。

次に 170 ページの矢沢地区における義務教育学校整備について、どのような内容かお尋ねします。

(菊池秘書政策課長)

義務教育学校整備事業についてであります。令和 6 年度の事業費といたしましては 1 億 1630 万円を掲載しており、それ以降は掲載しておりませんが、これにつきましては矢沢地区における義務教育学校整備に係る基本設計等の経費を令和 6 年度に見込んでおります。今後におきましては、この基本設計等により明らかになる整

備費等について、今後のローリングによって事業費を掲載していく予定としているところでございます。

(清水正浩委員)

具体的に矢沢地区の小学校とか中学校とか、そういう中身を知りたい。

(菊池秘書政策課長)

矢沢小学校と矢沢中学校を一つにする義務教育学校ということでございます。

(岩間総合政策部長)

これにつきましては、矢沢小学校、矢沢中学校を小中一貫教育を行う学校という形で整備したいということですが、小中一貫教育を行う学校の中に種類がございまして、その中の義務教育学校という制度を選択したいということが地域の方からの要望として出されておりますので、教育委員会において、現在、地域と義務教育学校ということで今後整備していくことについて協議をしているところであり、今年度については、基本設計や様々な土地の調査等を行いたいということで、予算を計上しているものでございます。

(清水正浩委員)

ありがとうございました。以上です。

(藤田会長)

他にございますか。

(小川委員)

会長より冒頭、内容に対しての意見か質問かはっきりさせてからおっしゃいましたが、やっぱりこの場においては、いかなる質問とかご意見も出しあって、皆さんの中にはちょっと意見とか出しにくいという声もなきにしもあらずと感じておりますので、どんなご意見とかでも吸収して反映できるものは反映していただいて、それなりにこの協議会の本当の意義というものを私は求めたいと存じます。よろしいでしょうか。

(藤田会長)

はい。分かりました。

(小川委員)

ありがとうございます。

それでは、39 ページの魅力ある商業地域の形成についてですが、大迫の商店街も本当に衰退していく一方で、もう廃業を考えざるを得ない状況にございますけれども、いかにしてまた賑やかな商店街を取り戻そうかという計画のもとで皆さん動いていらっしゃいますけれども、私は実のところ形を作ればいいというものではないと思っております。昨日も蚤の市で相当お客様がいらして賑わっておりました。そういうお客様を大事にもてなす心、そういうソフトの1番大事なところが、ちょっと欠けているような気がしました。というのは、商店の方々地元の方々が明らかに町外からいらしたお客様であるという認識のもとで挨拶一つなさらぬ。そういう挨拶によってまた大迫に

来てみたいという気持ちにさせると思います。そういうところに、形だけではなくて、何かしらのソフト面を加えたらどうかと思っております。漠然とした意見でございますけれども、本当に悲しかったです。反対の立場であったならば、ほかのイベントに行きまして、地区住民から声を掛けられたり、温かい気持ちでおもてなしを受けたならば、また来たいという気持ちになると思います。そのような町の形成が一番大事かと思しますので、そういう勉強会なり、もっと地区住民の方が認識していただけたらと思います。

それから、誘致企業についてですが、以前にもちょっとご質問させていただきましたけれども、ほぼ用地の方は埋まっているとここに載っていますけれども、まだ空いているところはあるのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

前段のおもてなしにつきましては、例えば市が研修会をすることなのか、それぞれの商店街さんの方でお考えいただいて、例えばそこに講師を呼びたいとか、そういう話のときに市が支援を行うということはあろうかと思っておりますけれども、それがこの実施計画に具体的な一つの事業として掲載するということまではいかないものと率直に思ったところでございます。

それから工業団地につきましては、既存工業団地はほぼ完売で、現在何区画か空いておりますけれども、そのうちお聞きしたところでは3～4区画は空いているということでしたが、そのうちの1区画を除いては、既に引き合いのお話があるということで、残りは1区画程度ではないかと認識しております。

(小川委員)

ありがとうございます。

それでは、今後工業団地の整備については、進めていらっしゃるという予定でよろしいでしょうか。

(岩間総合政策部長)

現在工業団地については整備中でございまして、今年秋ぐらいからは可能であれば販売を始めたいということで準備を進めている状況でございます。

(小川委員)

ありがとうございます。

販売は何区画ぐらいでしょうか。

(八重樫秘書政策課企画調整係長)

それでは、説明させていただきます。

花南産業団地といたしまして、総面積で33ヘクタールほどの用地を想定しております。そのうちABCと3工区に分かれておりますが、まずB工区から販売を進める予定としてございまして、B工区は12.25ヘクタールで、先ずそこから順次販売していこうという計画としております。

(小川委員)

区画としてはまだ定まっていないということですね。

(八重樫秘書政策課企画調整係長)

区画といたしますと既に整備しておりまして、1区画あたりの面積はバラバラですけれども、現在8区画を予定してございます。12.25ヘクタールを8区画に分けて分譲する予定としております。

(小川委員)

ありがとうございます。

それでは完成を見なくても企業を誘致する活動は、今後盛んに行われていくと捉えてよろしいですね。

(岩間総合政策部長)

産業団地につきましては、既に企業さんの方への誘致活動をしておりまして、既に引き合いといいますか問い合わせも多数寄せられている状況であると報告いただいております。

(藤田会長)

小川委員に会長の立場から外れて1委員としてお話しますが、例えば商店街振興すとか、地域振興、市民の意識改革とか、全てを市が取り組むべきものとして網羅されているかということには限界があると思っています。小川委員がよくおっしゃるように、自分たちが盛り上げて、そういう商店街を作っていかなければいけないとおっしゃっている部分は、ここの計画に載らない裏のところで、地域の人たちが頑張らせて、そういうところでの啓発とか、地域の取り組みがなくてはいけない部分があるのではないかと、皆さんがそれを呼びかけることについて、この計画に載せるかということになると、それは限界があると思うので、自分たちで考えて、本気出していきましょうというそれがまさにテーマではないでしょうか。

(小川委員)

それは存じておりますけれども、やっぱり現状を知っていただく機会でもあると思いますから、貴重な場で申し上げた次第でございます。

(藤田会長)

他に皆さんからございますか。

(川村委員)

個別のことについて大変恐縮ではありますが、学童クラブについて質問します。155ページ学童クラブ施設整備事業のところに、今後の事業費の計画が示されておりますが、令和6年度、令和7年度は事業費が少し増えているところですが、令和8年度になると半減しております。この辺の理由についてご説明をお願いします。

(八重樫秘書政策課企画調整係長)

ご説明させていただきます。

学童クラブ施設整備事業ですけれども、新規の施設整備は今のところ予定されておられません、例えば令和6年度ですと桜台学童クラブの屋根塗装や宮野目学童クラブの外壁塗装などが計画されております。

現時点で既存の学童クラブ施設の長寿命化といいますか、維持保全との関係で、今のところ予定されている施設の経費を計上したものであり、今後において、他の学童クラブで整備の予定が出てきた際には、毎年度事業を見直しして参りますので、ここで必要な経費は計上して進めていこうというものでございます。今の時点で予定されている経費ということでご理解いただければと思います。

(藤田会長)

他にどうぞ。

(小国委員)

この場で聞くことではないかもしれませんが、移住対策のことでちょっと思っていることがあります。過去7年間で個人的に大迫へ移住したいと相談してきた方が7人位いて、そのうち3人は移住しています。

その際、大迫総合支所へ相談したときに空き家バンクに登録している件数が1件しかなく、個人的に伝手などをあたって大迫に来てくれた方がいますが、個人対応では限界があり、例えばそういう相談に対してもっと受入れが出来て、花巻全体の移住者が増えたらいいなと思っています。現在も1人相談を受けていますが、行政で受入れ先を考えていただく方法がないのか、その辺をお聞きしたいです。

(高橋大迫総合支所長)

お答えします。

現在、移住者は協力隊の関係とか、個人的な繋がりとかいろいろあって、住まわれている人が増えていることは承知しております。そういった方につきまして、今後どのような対応ができるか支所の方で相談に乗らせていただきますので、計画云々というより、まずお話を聞かせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(小国委員)

以前、支所に相談に行ったときには、空き家バンクに登録が1件しかないという話で終わりました。

(岩間総合政策部長)

空き家バンクの関係ですけれども、これはちょっと他の地域のお話なのですが、そちらの地域でも空き家はいっぱいあるけれど、空き家バンクに登録されていないということで、登録しませんかという話をしてみたところ、他の人に貸すということについて、個人的な感情や地域性もあるかもしれませんが、踏ん切りがつかないし御先祖様に申し訳ないとか、様々そういう話もあってなかなか伸びないという地域が他にもございます。その辺は登録してくださいという話もできませんし、やはり周りの方々のお声がけとか、空き家バンクに登録することが悪いことではないということをしつづつご理解いただくしかないと思います。市として様々PRしていますが、最終的に登録するしないについては、やはり個人の思いが大きいところがございますので、そこを増やすということについて、市が具体的に何かできるかというところは、やはり難しいと思います。例えば東和地域におきましては、市民の方で組織を立ち上げて、相談活動をされておりまして、例えば空き家バンクに登録されていないものでも、地域の顔見知りの人たちが、移住の相談に乗っているという事案もあり、空き家バンクには登録されて

いないけど、検討してもいいというお話をもらって、移住に繋げている事案も聞きます。行政として、そういう組織を立ち上げたわけではないですが、志のある方々がスクラムを組んで、そういう団体のようなものを立ち上げていただければ、そこに対して市が様々な業務を委託するとか、安定的な収入を得られるとか、そういう支援は可能であるだろうと思っていますけれども、現時点においてそういう組織を市が率先して作るということは、なかなか難しいと思っていますので、志のある方々が何人かいらっしゃるのであれば、そういう立ち上げについてご相談を受けたいという気持ちはございますので、支所の方でも構いませんし、市の定住推進課へご相談いただくか、秘書政策課の方でも全体的な取りまとめをしておりますので、秘書政策課の方にご相談いただきますと、いろいろなところに繋げると思っていますので、相談しやすいところにお話いただければと思います。

(藤田会長)

それでは進みます。

次に第5章の重点施策推進プロジェクトについてはいかがでしょうか。

(清水正子委員)

244 ページに子供の貧困対策があります。ここのところでアンケート等の実施による支援の充実みたいな感じで書かれていますが、子供が貧困ですと手を挙げる家庭はなかなかいないと思っています。例えば母子家庭や父子家庭でもうちの子供が貧困ですとは言わないと思うので、アンケートだけではなく、そういうことを把握できる手段について検討されているのでしょうか。

それから 245 ページで不登校についてありますが、関連していじめというのはもちろん教育委員会の担当とは思いますが、こども家庭センターという部署がありますよね。私はこども課以外にこども家庭センターがあるという事を知らなかったものですから、どこに窓口があって、その相談窓口に行くことは市民にとって敷居が高いので、それは私の個人的な意見かもしれませんが、いじめ不登校、それから貧困については、すごくデリケートな部分だと思うので、これに対して市の方でももう少し把握できる手段を考えていただいて、資料では施策全体的に充実という言葉が多くて、この問題に対して資料のページ数が少ないような気持ちで残念に思っているところです。その点いかがでしょうか。

(岩間総合政策部長)

まず子供の貧困対策の部分で、アンケートの実施ですけれども、これは学校で1人1台タブレットになっている背景を踏まえて、例えば家庭に子供たちが帰った後の時間の使い方がどうなっているのか子供たち自身に答えてもらい、その回答から、もしかしてヤングケアラーの状況にあるのではないかと、そういうことを把握していく意味でのアンケートでございます。あなたの家庭が貧困であるということではなくて、そういう生活の実態から把握できるものを集めて、もしかしてそうかもしれないということであれば、そこに必要な手を打っていく基礎資料にしたいという考えでございます。

それから、子供の学習支援ということで、タイトルは学習支援ですけれども、不登校というところが抜き出しになっているということですが、いじめの対応につきましては、当然必要なものと思っております。現在ある程度行政側と繋がるのが可能な状態であれば、例えばまなび学園の中にある風の子広場とか、そういうところで学習もできます

が、そういうところにまでまだ行けないという場合は、今回フリースクールですとか、そういう部分への繋がりを強化するというのも考えていきたいということで、施策として打っていきたいと思っております。

あと、こども家庭センターにつきましては、国でこども家庭庁ができた関係で、市としても組織を変更するというので、この4月から設置した新しい組織ということになります。基本的にはそこが全体的に大きな窓口ということになりますので、そちらで受けたご相談とかを必要に応じて、こども課ですとか教育委員会とか、そういうところに繋げながら実施していくということで載せたところでございます。

(清水正子委員)

わかりました。ありがとうございます。

希望としましては、できればタブレット1つとっても、Wi-Fi環境のない家庭もあります。子供たちが全員タブレットを持っているのは構わないですけれども、そういう環境にも力を入れていただければ嬉しいと思います。

(岩間総合政策部長)

Wi-Fiの環境につきましては、市の方で例えばそういう環境がなかなか整備も難しいという方に対しては、モバイルで貸し出すことの準備もしまして実際に貸し出し等も行っておりますので、そういうことで悩んでいるということであれば、ぜひ学校の方にご相談いただければと思います。

また直接的ではございませんけれども、学童クラブにおいてもタブレットを使った学習等ができるように、希望する学童クラブに対してはWi-Fiの接続についての支援も行うということで予算化しております。

(藤田会長)

次に進みます。第6章主要事業計画についてです。

いかがでしょうか。

(質疑等なし)

第7章財政見通しについてであります。これについてはいかがでしょうか。

(質疑等なし)

最後に前期アクションプラン案全体について、その後半にあります資料編の用語解説も含めて、質問意見はございませんか。

(菊池忠久委員)

担当課につきましては、このようなアクションプラン作成について大変なことだろうと思います。このような立派な計画を作っても、それこそ住民に浸透して、活用されていかないとものにならない。人口減少対策やいろんなことやらなきゃならないですけど、特に人口減少対策として、移住とそれから子育ての部分で、プロジェクト対策として取り組んでいく、これは素晴らしいことだと思いますが、ただ日本全国がもう減少化に走っている中で、非常に困難な気もしますが、例えばこの中に資料編がありますね。この

難しい資料を読むための資料編が必要です。これは私達の生活の中でも同じことです。さっきいろんな意見が出ました。移住対策として課題や施策の方向を見ようとすると資料のこの部分を見てくださいと説明できます。ただ、ちょっと足りないなと思うのは、この資料編になるようなものを住民は欲しいと思います。例えば空き家を調べたいときに、その資料編のようなものがあって、この空き家対策についてはこういう事業がありますよ。ここの課に聞いてくださいよと言える。市ではいろんな制度を充実させていますが、住民がそのことを知らないため恩恵を受けられない。また、インターネットで調べてもなかなかたどり着けない。ですから、それを一目で分かるような個々の項目について解説するような資料がほしい。それを各世帯に配っていただければ、この計画が有効活用されるのではないかと思います。ご検討いただければありがたいです。

(岩間総合政策部長)

ご意見ありがとうございます。市として特に子育ての関係と移住定住に関しては、それを取りまとめた冊子を作っておりますし、例えばホームページに電子ブックの状態で見られるようにしておりますし、相談を受けるところの箇所には冊子等を配置している状況なのですが、先ほどおっしゃられたような、広く市の施策全体となると、そういうところまでは行き着いていない状況です。これまで市の広報とかを使って年に1回周知するような方法がこれまで取られてきたかと思いますが、ご意見を受けまして他にもやり方がないのかどうか検討してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(菊池忠久委員)

話がよく繋がらなかったと思いますが、そういう政策の部分ではなくて、結局ハウツーなんですよ。例えば補助金が欲しいので、どういう制度があるのかとそういう部分だけでいい。住民にとって例えばオンデマンドタクシーを利用したいときどうすればいいのか。そういう部分の事業について、どこに聞いてどのような補助があるのか、そういう部分の抜粋でもいいと思います。

(藤田会長)

ご意見ということでよろしいですね。他にありませんか。

(菊池和子委員)

荒れた田んぼや畑がうちの近辺というか町内に多いと思いますが、地目変更とかの手続きは何年に1回とかあるのでしょうか。ある家庭では、田んぼの地目になっている土地が荒れ、地目変更の相談に行った際に、現在田んぼの地目は変更できませんと言われ、そのまま放置しているそうです。地目を変更しようとする場合、何年に1回そういう見直しがあるのでしょうか。

(岩間総合政策部長)

基本的に農振農用地の網がかかっているといいますか、農業の振興に使わなければいけないと決められている土地に関しましては、基本的にそこを農地以外に使わなければならない、明らかな理由があるというときに限り、農振農用地の網を外すことができるという考え方です。例えば、ちょっと大きい話ですけども、市がすごくいい土地だから、ここを例えば住宅団地にしたいと思ったとしても、その土地でなければ住宅用地に

できないのか、という話になります。そうすると、他に農振農用地の網がかかってないところがまだあって、そこに建てればいいのか、という話になります。というのは、この政策は、農用地を守っていくということのために、市が農用地として使っていくために指定している土地になりますので、例えば市がここに工場を作りたいから農振農用地から外してくださいと言っても、具体的にそこに何年にどういう企業が来て、どういう土地の使い方をするから、そこを外さなければいけないという具体的なものがない限りは、市としても外すことはできません。なので、今あったように、自分の農地であったとしても、そこに家を立てるといった具体的な理由があるなど、農振除外要件を満たすことにより外すことは可能ですが、農地として使っていないから、違う地目にしたいと言っても、そこは難しいというのが制度の仕組みでございます。その見直しの時期というのは、定期的なものは5年に1回ですが、そのときにどうしても農振農用地を外さなければならない理由があれば外せますということになります。今後特に活用する目的はなく、農地ではなく雑種地にしたいということは制度上できないということになります。いずれ花巻市の場合、この農振農用地の網がかかっている土地が非常に多くて、そのため先ほど工業団地の話もありましたけれども、なかなかそういう一団の土地をまとめて農用地ではない土地として確保するというのが難しい状況になっています。市としても大きな課題だと思っているのですが、一方でやっぱり農地を守っていくということも国の施策としては大きいところがありますので、そのせめぎ合いが今非常に難しいという状況になっております。

(菊池和子委員)

やはり作付けされていない田んぼが多くて、またそこを守る人もいない。それを相談するのもどこに行ったらいいかもわからないという方が多くいますので、私も全然農業のことはわからないし、聞かれてもわからないですけれども、ただ実際に何十年も使っていないのが現状ですので、そのまま放置するのではなく、そういう相談はどこに行けばいいのか何か知らせるものが一般家庭にもあればいいのかなと思いました。

それから、何かあれば農業委員に相談と言われても、農業委員が誰なのかも実際にわからないので、そういう情報もいただきたいです。

(岩間総合政策部長)

いろいろなことがわからないというのはその通りだと思います。わからないことがありましたら支所がございまして、これがわからないですと、支所にお聞きいただければ、そこから農業委員会であったり、これは健康福祉部の担当ですねというお話をいただければと思いますので、そのために支所がございまして、ぜひ支所を上手に活用いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(藤田会長)

ありがとうございます。1時間半ほど経過しましたが、皆さん前期アクションプランについての審議を終結したいと思いますので、いかがでしょうか。

(なしの声)

それでは、皆さんにお諮りをいたします。諮問いただいた前期アクションプラン案が妥当であると認めることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

市長に提出する答弁書の内容につきましては、会長の私に一任をいただきたいと思います。

なお、市長に提出する文書の中に、「市長におかれては、大迫地域における様々な行政課題に積極的に取り組んでいただくよう期待します。」という文言を付け加えて答申したいと思います。

総合政策部の皆さん、ありがとうございました。ここで暫時休憩します。

(5分程度の休憩後)

(藤田会長)

会議を再開いたします。

議事の2件目の(仮称)花巻市パートナーシップ制度およびファミリーシップ制度に関する条例について審議いたします。審議の前に事務局から説明があります。事務局説明願います。

(佐藤地域振興課長)

議事に入る前に、地域振興部の職員を紹介いたします。

(司会より地域振興部職員の紹介)

この案件に関しましては、花巻市地域自治区設置条例第8条第2項の規定に基づく本協議会の意見を聞くべき案件として、市長から依頼があったものです。花巻市としてよりよい条例を制定するために委員の皆様からご意見を伺い、先ほどの案件と異なり書面による答申ではなく、委員の意見を協議会の場でお伺いするものでございます。

(藤田会長)

本件については、先ほどの計画案とは違って、身近な問題だと思うので、肩の力を抜いて聞いていただきたいと思います。

それでは(仮称)花巻市パートナーシップ制度およびファミリーシップ制度に関する条例についてご説明をお願いいたします。

(阿部地域振興部長、大竹地域づくり課長補佐より説明)

(藤田会長)

説明ありがとうございました。

この件につきましては、委員の皆さんにも身近にある大事なことでありますので、この制度を理解していただく内容だと思っております。ただいまから質問や意見をお受けいたします。

(菊池忠久委員)

今後このサービスについてそれぞれ審議会にかけるといいましたが、これは男女共同

参画審議会なのか。それからこの制度については、それぞれ市町村のサービスの内容がバラバラであり、その辺のバランスというのは考えなければならぬだろうと思います。よそでは要綱で定めていますよね。花巻市は条例です。条例を定めている先進地もあるということですが、条例で定めることによって、おそらく難しさが出てくると思います。そうすると先進的に条例を定めているところで、先ほどはLGBTの方のメリットを強調されましたが、実際これを執行する段階でトラブルが考えられる。そのデメリットの部分が条例制定のうえで情報として入手しているのであれば教えていただきたい。

(大竹地域づくり課長補佐)

ご質問ありがとうございます。

先ず想定している審議会でございますが、男女共同参画審議会でご意見をいただいてまいりたいと考えております。それから条例で制定している市でそういったデメリットやトラブルがあったのかということは、私どもいろいろ先例の市に電話なり、あるいは直接伺った市もございますけれども、そういったトラブルといったようなところ、明確には起きていないと伺ったところでございます。やはりそういった心配等はされていて、いろいろお考えになったというところであったようですけれども、先ほど説明の中で触れさせていただきましたが、法律に関する権利を付与できないということがございますので、そういった明確な行政サービスを提供したことによって、何か発生したということはないということでございます。ただ実際に制度を申請なさった方々で、パートナーシップを解消しますといった事例はあったということでございます。あとは先ほど申し上げたとおり、一番早い渋谷区でも2015年の制定でございましたので、まだ制度ができて浅いということがありますけれども、それと実際に提供できるサービスが自治体によって異なっております。それはその自治体の考えに基づくものであります。数があまり提供できてないというところについてはトラブルもあまり起きていないというところでございます。

(菊池忠久委員)

個人的な考え方ですが、花巻市の場合は条例という形で、他より早く取り組むわけですが、やはりこの新しい取り組みで、今は要望する法律が強いのはそのとおりで、確かその中で県内の10市町村は、まず要綱で様子を見ようという形になっていると思います。どんなトラブルが出てくるかわからない。性善説で行くのであればそんなトラブルはないですけど、結局法律によらない部分であれば、当然罰則もないわけですから、そうすると緩やかにする部分で、この制度を利用する方も出てこないということで、本来であれば、要綱を何年か制定した中で条例化が進むというのが安全策ではないかと思いました。

(大竹地域づくり課長補佐)

ありがとうございます。

先ほど部長からも条例の制定を考える件につきましてはご説明申し上げたところでございますけれども、条例にすることによりまして、より支援の考えが明確に示すことができるということも考えたところでございますので、よろしく願いいたします。ご意見ありがとうございます。

(藤田会長)

資料3に広報の写しがついていますので、これ見るといかにも身近に感じたところがあります。

他にございますか。

(小川委員)

やっぱり多様な社会というのは、今後の大きな課題かもしれませんが、これによってすごく悩んでいる方々がもしかしたらたくさんいるかもしれないですね。そういう方々に少しでも明るい兆しがあれば人間として生きやすい人生を歩めるのではないかと思う反面、やはり人間ですから、いろんな方いらっしゃいますので、差別偏見とか結構あると思います。それで苦しんでいらっしゃる方々も多いと思いますが、そういう声というのかご相談とかは届いていらっしゃいますでしょうか。

(大竹地域づくり課長補佐)

ありがとうございます。

実際に相談で届いているかという件でございますが、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、やはり令和4年度に議員に対しまして、そういったご相談があって、議会の場でご質問いただいたということがございます。あとは私ども地域づくり課でもご相談は受け付けますということはお話ししているところではあります。同じ市ですと自分のことが特定されるかもしれないということがあるかもしれないので、花巻市でも県の相談窓口があって電話等でも相談できる場所がありますので、そちらにはご相談があるということはお伺いしてございます。

(小川委員)

ありがとうございます。

それは周知なされていますか。電話等とかで相談に応じたりしているのでしょうか。

(大竹地域づくり課長補佐)

ありがとうございます。

この点は私どもの努力が足りない点であるかと思っておりますけれども、こういった多様な性に関する相談ですとか、それからDVに関する件ですとか、そういった相談は私どもといたしましては、広報ですとかいろいろ情報提供しているところではありますけれども、なかなか認知度が上がらないというのが現実でございます。それで私ども職員が県主催による研修会や、こういった性についての研修会を開催されたこともありますけれども、そこで講師を務めていただいた弘前大学の山下先生という方がいらっしゃるのですが、自治体の方々は制度を作ることができる。その制度をつくるのが最大の周知になるということをお話いただきましたので、そういった点も参考にいたしまして考えてまいったところがございます。今回このような場を設けていただいて皆様方にお話させていただく機会もございましたので、これからパブリックコメント等でも広く市民の皆様にお話をさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(小川委員)

ありがとうございます。

それからもう1件は世の中いろんな多様性があるって、可能かどうかは別として、今の子どもたちの教育の中でもある程度は指導なさっていると思っておりますけれども、早くから学

校教育の一環として、そういう教育も行ったらよろしいのではないかと思います。

(大竹地域づくり課長補佐)

ご意見ありがとうございます。

ただ今のご意見に関しましては、男女共同参画に関する取り組みということで、まず花巻市の場合は名簿について、以前は男女わかれていましたけれども、今は男女わけないで、全て生年月日順ですとか、あいうえお順ですとか、混合名簿といいますけれども、これが全ての学校に導入されております。

また制服等に関しましても、女子でもスラックス履きたいですとか、そういう子が増えてまいりましたので、選択できるようになってきておりますし、あと先ほど申し上げた男女共同参画審議会の場にも校長会から参画をいただいております、その中でも学校での取り組みをご紹介いただいて、市として考えているこういった取り組みに関して、校長会に持ち帰っていただいて周知をいただいております。あと多様な性に関して子供たちの前で、県から講師を派遣してお話をいただいております。あくまでも希望した学校に対してですが、年間2～3校に取り組んでいただいておりますので、引き続き私もから情報提供し学校でも取り組んでいただけるようにお話して参りたいと思います。ご意見ありがとうございました。

(小川委員)

よろしく申し上げます。

みんなが多様性を尊重しあう社会になるように頑張っていたいただきたいと思います。ありがとうございました。

(藤田会長)

他にございませんか。

それでは、この件について審議を終結したいと思いますがいかがでしょうか。

(なしの声)

それでは、(仮称)花巻市パートナーシップ制度およびファミリーシップ制度に関する条例についての審議を終結いたします。

地域振興部の皆さんありがとうございました。

これをもちまして、本日の案件は以上となります。皆さんどうもありがとうございました。

(佐藤地域振興課長)

藤田会長ありがとうございました。

議事につきましては終了しましたが、その他について委員の皆さんからございますでしょうか。

(なしの声)

無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第2回花巻市大迫地域協議会を閉

会いたします。

委員の皆様、ありがとうございました。